

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

市民・事業者・行政の協働と連携により、各主体が一体となって本計画の推進を図ります。

■藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者などで構成される「藤沢市環境審議会」において、本計画及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

■藤沢市地球温暖化対策地域協議会

市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進するために設立した「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」の協力のもと、本計画の「環境像5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち」の達成に向けた「緩和策」及び「適応策」の推進を図ります。

■藤沢市地球温暖化対策研究会

企業・学識経験者・行政で構成する「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方などを共有しながら脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めます。

■藤沢市環境政策推進会議

本計画に掲げた施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めます。

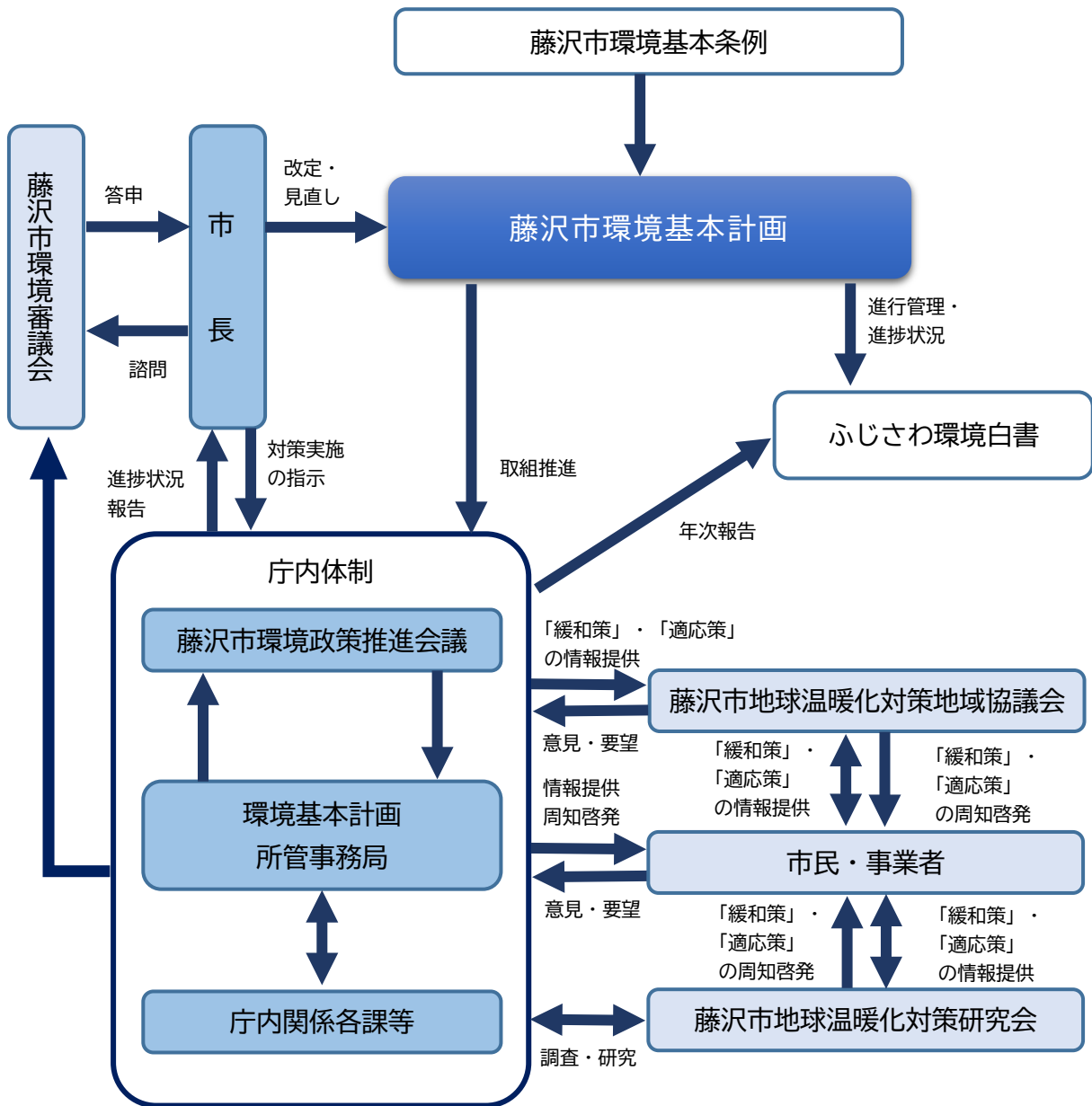
■市民・事業者

本計画の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であるため、環境問題について情報提供及び周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していきます。

■国・県・近隣自治体

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、今後も広域的な視点に立って効果的な施策を展開していきます。

◆推進体制図



市民・事業者・行政の協働・連携による計画・施策の推進

総合環境像 地域から地球に広がる環境行動都市の実現

2 計画の進行管理

市民・事業者・行政の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、本計画に基づく施策の進捗状況や、本市の環境の現況などについて、年次報告書「ふじさわ環境白書」を毎年作成し、「藤沢市環境審議会」に報告するとともに、一般に公表し広く意見を求め、それらの意見を翌年度以降の個別施策等の参考とします。

この計画の達成指標の達成状況等について、毎年度、PDCA サイクル（Plan・Do・Check・Action という事業活動の「計画」「実施」「効果検証」「見直し」の循環）に基づく進行管理を行います。

◆計画の進行管理

